

インフルエンザ用登園許可証（保護者記入）

はまだ保育園

インフルエンザのウィルスは、患者自身はほぼ症状が消失した状態となった後でもウィルスを排出していることがある為、患者が症状回復後すぐに登園した場合、周囲に伝染してしまう可能性がある為、厚生労働の「保育所における感染症対策ガイドライン」を参考に登園の基準を定めます。保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場で、感染症の発症、流行を防ぐことはもちろんのこと、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。保護者のご理解、ご配慮をお願いします。また、保育園での集団生活に対応できる状態に回復してから登園するようご配慮下さい。

下記の通り、解熱後3日を経過、発症から5日を経過しましたので、登園停止設置の中止をお願いします。

体温測定月日	測定時間：体温				測定時間：体温			
月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度
月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度
月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度
月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度
月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度
月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度

※出席停止の日数の数え方

「発症して5日」とは、（発熱の症状が現れた日）を0日とし、翌日が第1日目と数える
「解熱後3日」解熱した日を0日と数え、翌日が一日目と数える。発症後すぐに熱が下がっても5日を経過していない場合は、登園できません。

令和 年 月 日

園児名

保護者名

印